

## 居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人より指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	あいきずな	習志野市 実籾 2-17-23-202	株式会社 ハーツ クレック セント	居宅介護 支援	令和3年 1月1日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	ケアプラン 秋津	習志野市 秋津 5-5-3-203	有限会社 ウエル フェア	居宅介護 支援	令和3年 1月1日	